

対象者を拡大し、令和3年10月29日まで申請期限を延長します

渋川市小規模事業者感染症対策 【店舗改修】支援補助金

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために店舗環境を整備する市内小規模事業者に対して、**店舗改修費**の一部を補助します。

対象者

- ・市内で対象業種の**店舗及び事務所を有する**小規模事業者
- ・補助金受領後も経営を継続する意欲があること
- ・市税を滞納していないこと(新型コロナウイルスの感染拡大に伴い徴収が猶予されている場合を除く)
- ・性風俗に関係する営業を行っていないこと など

対象となる 店舗改修

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のために**店舗及び事務所**に実施する改修が対象です。

例 飛沫感染防止のため、客席の間に間仕切りを取り付ける改修(工事)を行う場合、
密閉空間を作らないために、店舗に換気扇を増設する改修(工事)を行う場合、
接触の機会を減らすために、店舗入り口を自動ドアに変える改修(工事)を行う場合、
ソーシャルディスタンスを確保するために、客席部分を拡張する改修(工事)を行う場合 など

- ①他の補助金の対象とした改修は、この補助金の対象とはなりません。
※ただし、このチラシの3ページ目に記載している「特殊な場合」だけは例外です。
- ②店舗及び事務所ではない場所に行う改修は、対象とはなりません。
※来客型店舗兼住宅の建物全体に対して施した改修は、店舗部分の床面積で按分したうえで、補助対象とします。
- ③この補助金に申請し、市が交付決定をした後に着工する改修が対象となります。
- ④ただし、令和2年4月1日から令和3年2月4日の間にすでに着工した改修でも、例外的に対象となる場合があります。

補助金額

- ・対象となる改修に要した費用(税別)の、2/3以内(30万円上限)を補助します。
- 補助金の交付は、1事業者につき1回までとします。

手続期間

- ・令和3年2月5日から**10月29日**まで 令和3年12月28日までに実績報告をしてください。
- ・**新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、できる限り郵送で書類提出してください。**
(※郵送の場合は申請期限日・実績報告期限日それぞれ必着のものが対象)

拡充内容

- ①申請期限を令和3年10月29日まで延長
- ②対象を「来客型店舗」から「店舗及び事務所」に拡大
※店舗及び事務所の状況により対象とならない場合もありますので、ご相談ください。
- ③既に購入した備品についても条件に合致すれば補助対象とする

小規模 事業者 とは？

中小企業基本法第2条第5項に規定される事業者のことであり、**小売業、サービス業を主とする事業者であれば「常時雇用する従業員が5名以下」、製造業等を主とする事業者であれば「常時雇用する従業員が20名以下」の事業者が小規模事業者です。**
※NPO法人や組合などは中小企業基本法における中小企業に該当しないため、申請できません。

注意点

申請があった場合、市は、補助金のルールや目的に適合しているか？市税に未納が無いのか？補助金分の予算が残っているか？などを審査したうえで、交付決定をします。
申請をしても交付が認められない場合や予算の状況によっては補助金を満額受け取れない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

【問合せ・申請先】

〒377-8501

渋川市石原80番地

渋川市役所 産業観光部 商工振興課 新型コロナウイルス対策中小事業者経営支援室

電話:0279-22-2596

提出書類の様式や記入例を、渋川市HPに掲載しています

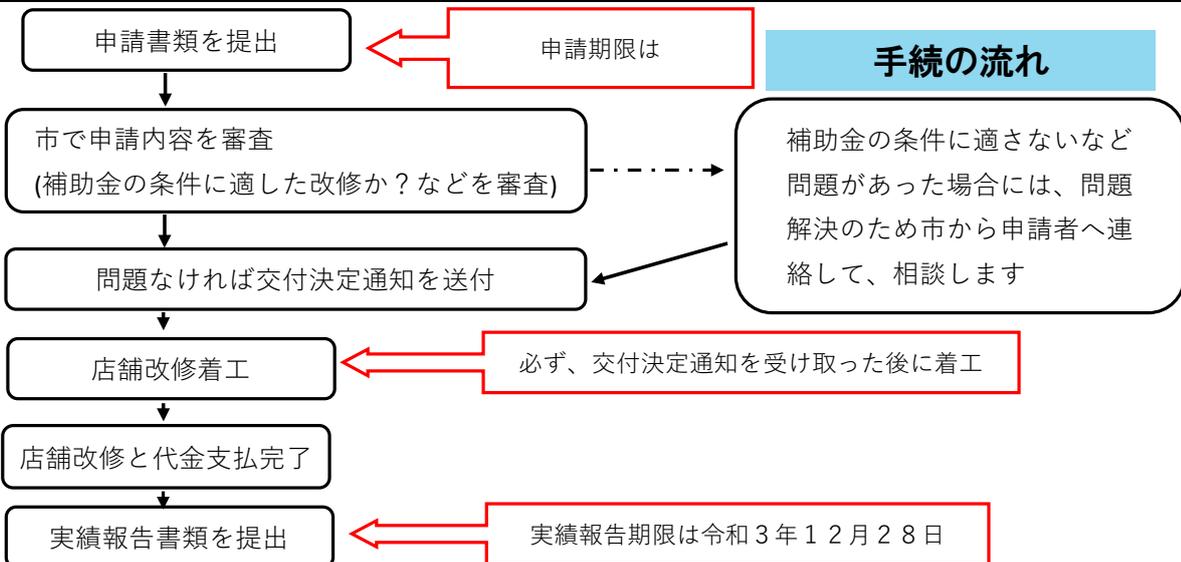
E-mail:syoukou@city.shibukawa.gunma.jp

続きもご確認下さい

対象となる店舗及び事務所の業種(日本標準産業分類における分類)

大分類	対象となる業種	具体的な店舗及び事務所の例
D(ディー)	建設業	造園工事業、左官工事業、内装工事業、電気工事業
E(イー)	製造業	食料品製造業、繊維工業、鉄鋼業、機械器具製造業、
F(エフ)	電気・ガス・熱供給・水道業	電気、ガス、熱等を供給する事業所並びに汚水・雨水の処理等を行う事業所
G(ジー)	情報通信業	情報システム開発業、インターネット・ショッピング・サイト運営等
H(エイチ)	運輸業、郵便業	道路旅客運送業、道路貨物運送業、倉庫業など
I(アイ)	小売業	各種小売店、(飲食品販売を主体とする)コンビニエンスストアなど
J(ジェイ)	保険業	保険代理店
K(ケー)	不動産業、物品賃貸業	不動産代理店、貸衣装店、レンタルビデオ店など
L(エル)	専門・技術サービス業	司法書士事務所、動物病院(獣医)、写真スタジオなど
M(エム)	飲食サービス業	飲食店、持ち帰り(テイクアウト)中心の飲食店
N(エヌ)	生活関連サービス業、娯楽業	理・美容室、クリーニング店、スポーツジム、カラオケボックスなど
O(オー)	学習支援業	学習塾、スポーツ教室、各種技能教室など
P(ピー)	医療、福祉	歯科診療所、あん摩業、柔道整復業など

<p>提出する書類 (通常の場合)</p>	<p>■申請をする時に必要な書類 ①申請書 ②直前の確定申告書の写し(法人は法人税申告書、個人事業主は所得税申告書もしくは住民税申告書) ③発行から3か月以内の店舗及び事務所建物の登記簿(全部事項証明書)の写し ④店舗及び事務所の付近見取図・改修箇所の図面 ⑤予定している店舗改修の見積書・内訳書の写し ⑥写真(来客型店舗の外観・内観・改修予定箇所のそれぞれ改修前の写真)</p> <p>■実績報告をする時に必要な書類 ①実績報告書 ②店舗改修の領収書・内訳書の写し ③写真(改修を実施した後の状況が分かる写真) ④交付決定通知書の写し ⑤請求書(市へ補助金を請求するためのもので、改修工事等の請求書ではありません) ※審査に必要がある場合や写真写りが悪い場合などには、追加の書類提出をお願いします。</p>
----------------------------------	---



通常とは違う場合の申請について

令和2年4月1日から令和3年2月4日までの間に、既に着工している店舗改修であっても補助金を受け取れる場合があります。

その場合でも手続の流れは通常の申請と変わらず、市で審査をし、交付決定が出た店舗改修が対象となります。

※令和3年2月5日以降に着工する店舗改修の場合は、着工前に交付決定が出たものだけが対象となります。

<p>提出する書類 (R2. 4. 1～ R3. 2. 4まで に着工し、完了 する前の場合)</p>	<p>■申請をする時に必要な書類 ①申請書 ②直前の確定申告書の写し(法人は法人税申告書、個人事業主は所得税申告書もしくは住民税申告書) ③発行から3か月以内の店舗及び事務所建物の登記簿(全部事項証明書)の写し ④店舗及び事務所の付近見取図・改修箇所の図面 ⑤店舗改修の見積書・内訳書の写し ⑥写真(来客型店舗の外観・内観・改修箇所のそれぞれ改修前の状況が分かる写真) ただし、改修前の写真が無い場合は、⑥の代わりに⑦と⑧を提出 ⑦写真(店舗及び事務所の外観・内観・改修箇所のそれぞれ改修中の状況が分かる写真) ⑧改修実施前後の状況が分かる図面</p> <p>■実績報告をする時に必要な書類 ①実績報告書 ②店舗改修の領収書・内訳書の写し ③写真(改修を実施した後の状況が分かる写真) ④交付決定通知書の写し ⑤請求書(市へ補助金を請求するためのもので、改修工事等の請求書ではありません) ※審査に必要がある場合や写真写りが悪い場合などには、追加の書類提出をお願いする場合があります。</p>
--	---

<p>提出する書類 (R2. 4. 1～ R3. 2. 4まで に着工し、既に 完了した場合)</p>	<p>■申請をする時に必要な書類 ①申請書 ②直前の確定申告書の写し(法人は法人税申告書、個人事業主は所得税申告書もしくは住民税申告書) ③発行から3か月以内の来客型店舗建物の登記簿(全部事項証明書)の写し ④来客型店舗の付近見取図・改修箇所の図面 ⑤店舗改修の領収書・内訳書の写し ⑥写真(来客型店舗の外観・内観・改修箇所のそれぞれ改修前の状況が分かる写真) ただし、改修前の写真が無い場合は、⑥の代わりに⑦と⑧を提出 ⑦写真(店舗及び事務所の外観・内観・改修箇所のそれぞれ改修後の状況が分かる写真) ⑧改修実施前後の状況が分かる図面</p> <p>■実績報告をする時に必要な書類 ①実績報告書 ②写真(改修を実施した後の状況が分かる写真) ←申請時に提出していた場合は不要です ③交付決定通知書の写し ④請求書(市へ補助金を請求するためのもので、改修工事等の請求書ではありません) ※審査に必要がある場合や写真写りが悪い場合などには、追加の書類提出をお願いする場合があります。</p>
--	---

特殊な場合として、

令和2年6月から11月に実施した「**渋川市小規模事業者店舗等環境整備補助金(上限10万円)**」に対して、備品購入費の補助を受けた場合であっても、今回の補助金の目的や条件に適合する場合には、**この補助金に申請をすることで、改修費用等について補助金の交付を受けられる場合があります。**この場合には、事前に商工振興課に相談して下さい。

(前回補助金に申請した方が不利になる場合に、それを緩和するためのものです)

具体例

渋川市小規模事業者店舗等環境整備補助金に対して、来客型店舗の密閉空間対策のため、換気扇増設の改修工事(換気扇本体:12万円+工事手間賃等:9万円=工事費合計21万円)について申請し、8万円(換気扇本体部分12万円の2/3)の交付を受けていた場合

同じ改修工事についてこの補助金に申請し、交付が認められた場合には、換気扇本体:12万円+工事手間賃等:9万円=工事費合計21万円 この2/3である14万円から前回交付を受けた分の8万円を差し引いて、(最大で)6万円の交付が受けられる。